

I 概要

桜井市議会文教厚生委員会所属議員行政視察

1 期 日 平成 29 年 10 月 31 日（火）～11 月 1 日（水）

2 派遣委員 (委員長) 大西 亘 (副委員長) 吉田 忠雄
(委員) 土家 靖起 (委員) 岡田 光司
(委員) 藤井 孝博 (委員) 我妻 力
(委員) 金山 成樹

(議長) 札辻 輝巳

以上 8 名

3 視察地

- ・ 兵庫県川西市中央町 12 番 1 号
川西市役所
- ・ 鳥取県鳥取市尚徳町 116 番地
鳥取市役所



4 視察目的

【川西市】

認知症支援の取り組みについて調査する。

【鳥取市】

障がい者支援の取り組みについて調査する。

5 視察事項

1 日目：認知症支援の取り組みについて

川西市健康福祉部長寿・介護保険課、川西市中央地域包括支援センター

2 日目：障がい者支援の取り組みについて

鳥取市福祉保健部障がい福祉課、鳥取市福祉保険部高齢社会課

本委員会の所属議員は、議会の議決を得て、上記のとおり派遣を許可され、視察事項のとおり研修を行いました。

II 研修内容のまとめ

〔川西市の概要〕

兵庫県南東部に位置し、東は府県界を流れる猪名川を挟んで大阪府池田市と箕面市に西は、宝塚市と川辺郡猪名川町、南は伊丹市、北は大阪府豊能郡能勢町と豊能町に隣接しています。

中部以北は、丘陵や山岳地帯が多く、地形は東西に狭く、南北には細長く、北部の峡谷が東西に縦断し、これが南部の平野部で扇状に開かれた地形をなしています。主要河川としては、猪名川町の北端を源流とする猪名川が縦断貫流し、これに田尻川、一庫大路次川、初谷川、塩川及び最明寺川が流入しています。気温は、平成27年のデータでは、最高38.1℃、最低-2.3℃で、平成気温は16.1℃となっています。

大正2年に、能勢電気軌道（現在の能勢電鉄妙見線）が南北の連絡交通機関として開通し、南北部の交通の便が図られました。これら交通機関の発達により、川西村は次第に発展し、大正14年10月、川西村は町制を施行し、昭和29年8月、町村合併促進法に基づき、川西町、多田村、東谷村が合併して市制を施行して川西市が誕生したものです。

以後、恵まれた自然環境と大阪及び阪神臨海方面への交通至便という好条件に加えて、高度経済成長による人口・産業の大都市集中の影響を受け、大阪経済圏の住宅都市として急激な都市化の進展を見ました。特に、昭和40年頃から中・北部地域を中心に始まった大規模住宅団地の開発により、人口急増は著しく、平成15年10月には16万人を突破し、中堅都市として発展した現在、住宅都市としての機能を充実させるだけでなく、市民の笑顔があふれ、ゆとりとうるおいが実感できるまちづくりを総合的に進めています。

【研修内容】

「認知症支援の取り組みについて」

- ・市役所において、事業の概要、経緯、事業実績について説明を受けた後、質疑応答を行う。



川西市の現状

平成28年12月末現在

総人口	159,668人
高齢者人口(高齢化率)	48,053人(30.1%)
世帯数	69,077世帯
要支援・介護認定者数	8,206人
施設入所の要介護者	971人
住宅の・要支援・要介護認定者	7,231人
認知症の自立度Ⅰ～Ⅱa(軽度)	3,368人(在宅の要支援・要介護認定者中)
認知症の自立度Ⅲ～Ⅳ(重度)	1,204人(在宅の要支援・要介護認定者中)
認知症の自立度Ⅰ～Ⅳの比率	6.3%

※**川西市の現状**・・・表の内、川西市の認知症の方の情報として、高齢者人口（高齢化率）は平成28年12月末現在30.1%です。認知症における自立度Ⅰ～Ⅱa、軽度の方に関しては、ちょっとしたサポートがあれば、自宅で過ごすことができ、自立度Ⅲ～Ⅳ、重度の方に関しては、ご家族や施設での支援が必要になる場合が多いです。この合計が、**在宅の要支援・要介護認定者のうち63%の方が何らかの認知症の症状があることを指します。**

このような、背景の中、平成22年から認知症地域資源ネットワーク構築事業というのを県・国からの受託事業として、取り組みを始めました。

認知症地域資源ネットワーク構築事業

目的

・認知症の方とその家族を支えるために認知症への対応を行うマンパワーや拠点などの「地域資源」をネットワーク化し、相互に連携しながら有効な支援体制を構築します。



認知症地域資源ネットワーク構築事業を推進していくために、医師会や医療関係者にコーディネート役をしてもらい、推進会議を下記構成員で開催いたしました。

推進会議

*構成員

医療関係者 医師会・歯科医師会・薬剤師会・病院連携会議

介護保険関係者 介護支援専門員協会・介護サービス事業者

関係団体 介護者の会・キャラバンメイト・NPO 民生委員・福祉委員・社協

公的機関 警察・保健所・地域包括支援センター・行政・消防

*コーディネーター：医師会（専門医・サポート医）

*事務局：長寿・介護保険課（中央包括支援センター）

※このような、推進会議を年4回開催し、この方達と相談しながら、認知症の事業について進めているのが現状であります。

<p>平成29年度 認知症地域資源ネットワーク構築事業</p> <p>概要 ①</p> <p>○認知症の理解・普及・啓発および人材育成、認知症サポーター育成講座4回コース・1回コース、 ○キャラバンメイト育成研修やフォローアップ ○市民対象講演会、権利擁護・虐待防止のための研修会 ○地区ごと認知症高齢者の現状（データ）</p>

<p>平成29年度 認知症地域資源ネットワーク構築事業</p> <p>概要 ②</p> <p>○実態調査の実施（地区診断）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地区ごと認知症高齢者の現状（データ） ・ワークショップの開催 ・認知症ケアパスの作成と活用 ・地域資源マップのバージョンアップ
--

<p>平成29年度 認知症地域資源ネットワーク構築事業</p> <p>概要 ③</p> <p>○地域支援体制の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・みまもり登録 ・認知症高齢者行方不明 SOS ネットワーク構築事業 ・SOS 訓練（市全体・各14地区） ・認知症カフェへの支援 ・若年性認知症の会（平成27年度～） 「りんどう（RING・DO）の会」の支援 認知症カフェ「わか」の支援
--

<p>平成29年度 認知症地域資源ネットワーク構築事業</p> <p>概要 ④</p> <p>○医療と介護連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認知症の早期発見と早期対応 初期集中支援チーム ・医療介護連携「つながりノート」の活用促進 「連絡会」の開催（毎月） ・認知症予防事業 全地域包括支援センターが実施 ・事業報告会を毎年開催 シンポジウム等

※概要①では、認知症に関しての人材育成の必要性や重要性を研修や、啓発活動などを通じて行っておられたり、概要②では、地域の実態を地域の皆様にお知らせすることが大切であり、小学校区単位等で毎年認知症の方がどれくらいおられるのかという情報を、表やデータ化等も行っている。

また、概要③では、地域中でお暮しの方で、認知症になられた方で、少し心配な方につきましては、地域支援体制推進、強化することで、支援しております。概要④では、初期集中支援チームとして、医師や医療系の専門職（看護師、作業療法士）また社会福祉士、介護福祉士等の各事業体の方をお願いをして入ってもらっております。なお、今のところ、初期集中支援チームは1グループ3チームで構成されている。

認知症啓発活動

(H19年～H29／7末まで)

<川西市の認知症サポーター育成状況>

認知症サポーター 18,145名

内訳) 住民 7,756名

小・中・高生 8,717名

店舗等事業者数 697名

関係団体(医療関係・介護関係機関・警察他)

市職員 274名

<川西市のキャラバンメイト育成状況>

キャラバンメイト 416名



認知症サポーター育成講座参加者の声 <自分自身がやってみたいこと>

- ・認知症の方に踏み込みすぎず、声かけや見守ることが大切だとわかった。
- ・認知症の家族をかかえたら、施設入所してもらわなければならないと思っていたが、学習したことで、地域や家族の支援で在宅生活できることがわかった。
- ・もっと勉強して、周辺に知らせていきたい。
- ・家族を支えることが大切である。家族が買い物に行く間などに留守番をするなど。また、気軽に声かけをしたり、家族の思いを聞いてあげたい。
- ・困っていると感じたときに、声かけができる勇気をもつ。

<地域でやってみたいこと>

- ・介護している家族が気持ちが解放されるような場(遊びとか集まり)を企画する。そして、家族を理解する場を広げる。
- ・一般高齢者のサロンの中に認知症の方も自然に入れると良い。喫茶店のように集える場づくりが大切である。
- ・高齢者、障がい者、子どもなど世代を超えて集まれる場所づくりが必要だ。
- ・サロンの中に認知症のDVDを上映したり、もっと深い勉強をしても良い
- ・小学校区ごとに勉強会を開催していったらどうか。

認知症高齢者支援体制

- * 「認知症高齢者行方不明 SOS ネットワーク」の構築市内14地区に構築のはたらきかけ、全地区にネットワークが構築された。
- * ネットワークを効果的に動かすために毎年、「SOS 訓練」を実施
- * その後、行方不明になる前の予防策として「認知症高齢者みまもり登録」をスタートし、現在は「靴用ステッカー」の配布を行っています



認知症高齢者のみまもり登録

平成29年9月末日現在

* みまもり登録者の状況

延登録者	234名
うち廃止者（入所等）	48名
登録している方	186名

* みまもり登録者の内、

靴ステッカーの配布状況

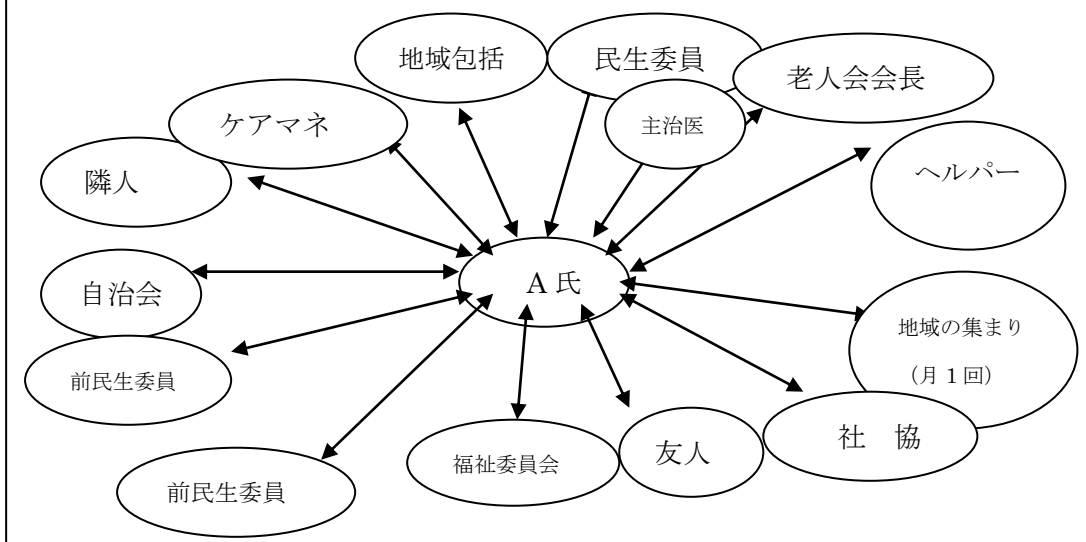
認知症高齢者のみまもり登録

* 申請は地域包括支援センターや市で受け付ける。

* 日頃のみまもりの対応方法は、地域ケア会議で個別に検討し、「個別のみまもりネットワーク」ができるように適正に運用を行う。

* 登録者の情報管理や台帳の活用は、川西市・川西警察・地域包括支援センター・民生委員・認知症高齢者行方不明 SOS ネットワーク代表者 等

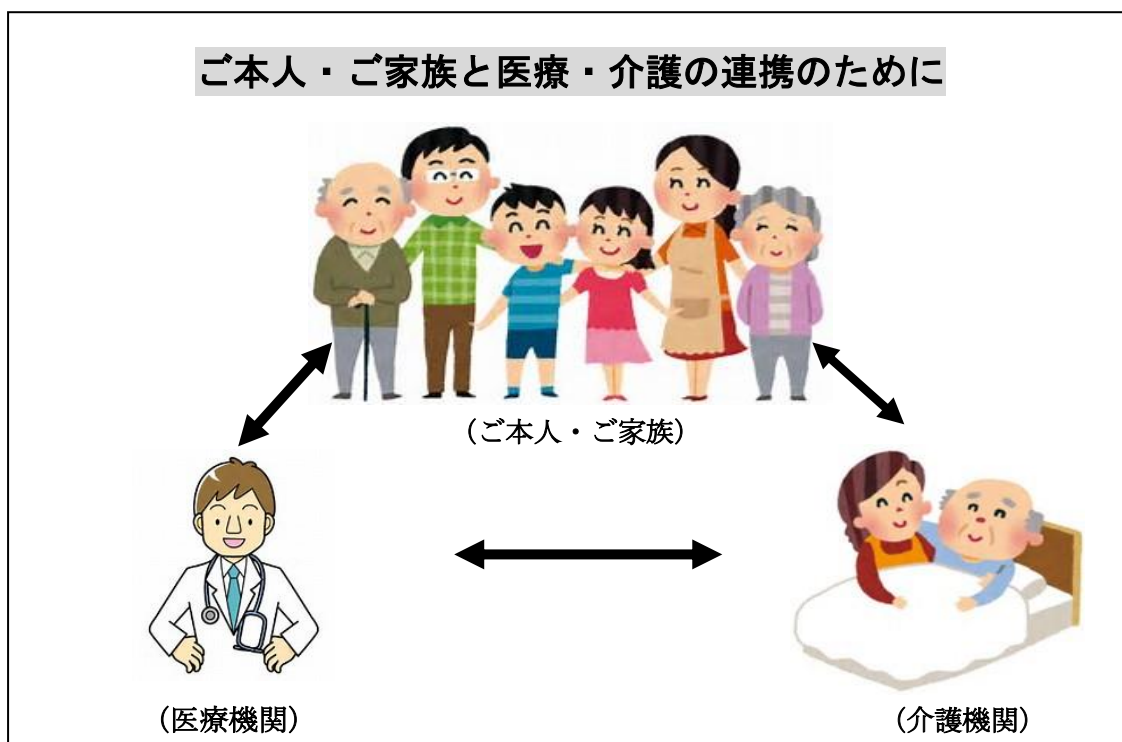
みまもりのための地域ケア会議で見えた支援ネットワーク例



☆地域ケア会議を各包括支援センターで開いております。認知症のAさんを支えるために上記の様に、多くの方が、かかわっていたことが見えてきた事例です。

医療・介護関係者等間の情報共有の推進、 医療介護情報連携ツール「つながりノート」について

1) 平成23年度に大阪大学大学院医学系研究科精神医学教室、数井裕光先生が「みまもり・つながりノート」について講演し、平成25年2月から同教室と川西市・川西市医師会が協働で医療・介護連携ノート「つながりノート」を作成する



* 個人情報の取り扱いに関しては、同意書という形で、ご本人の署名をもらっているとのこと、万が一ご本人が署名できない場合は主介護者の署名ということで、運用しているとのこと。

*** このノートに関しては、認知症の方だけではなく、要支援・要介護の認定を受けて、ケアマネジャーがプランを作っている人に関して、今のところ導入していて、認知症ではない方もお持ちになることができる。**



☆ご本人・ご家族の望まれる「より良い在宅生活」を続けられるように、日々の記録を書くページがあります。
大事なことを黄色いページに書いて連絡し合います。

ご本人・ご家族

- ・ご本人やご家族は、日々の記録を書くページに、ご自宅での様子を書くことで、ご本人やご家族が何に困っているかを皆に伝え、助言を求めることができます。
- ・大事なことを黄色いページに書いて、医療や介護関係者と連絡し合います。
- ・介護日誌になります。



医療機関

- ・医師は、ご本人の日頃の暮らしの様子を知ることによって、広く生活面にも目配りをした治療方針を立て、薬の処方等を考えることができます。
- ・薬を変更した場合の症状の変化や副作用の情報も得られます。



介護機関

- ・ケアマネージャーは、ご本人のご家庭や介護サービスにおける様子、医師の治療方針などを知った上で、ケアプランを立てることができます。
- ・各介護サービスの担当者も、医師の方針がわかった上で、サービスの内容を考えることができます。また、他のサービスでの様子がわかりますから、かかわり方に一層の工夫を加えることができます。



「つながりノート」の使い方★

- ・「つながりノート」はご本人・ご家族が持っていただき、医療機関を受診される時や薬局で薬を調剤してもらった時、介護サービスを利用する時は、必ずこのノートを見せます。
- ・「つながりノート」の使い方は、一律でなくてもかまいません。ケアマネージャーなど関わっておられる皆様とご相談の上、使用します。
- ・タイムリーに伝えたい情報や緊急を要する情報は、直接伝えるなど他の方法の併用もします。

【主な質疑応答(概要)】

問：入居者の方は、すべて同意をとられているとお聞きしましたが、当市のほうは、まだ同意をとる準備段階であります。もしそういう方がおられて消防団とか踏み込むときに、同意をとられてなかったら行けないし、もし同意をとられても、先ほどお話しを聞いた各団体の、法律等の対応をすべてクリアになった中で、やっていかなければいけないということで、当市はこれからであるんですが、こういうノートできちっとされていたらいんですが。もし火事でもあれば、団員の方に、それを見せられるのかどうか。そのへんがどのような会議が行われていたのか。お聞きしたい。

答：地域ケア会議を個別にやっているんですが、会議で配る資料は、すべて回収するので、外に持ち出せないようになっています。そしてこのつながりノートに関しましては、平成25年2月から運営しまして、個人情報のことで問題になっていることが1件もないので、このノートは関係者だけで使用するというルールにのっとり、運用しておりますので、ケアチームなどで、このノートを目的に沿った形で運用しています。

問：災害者の要支援者名簿に関しては今どのような状況か。

答：各地域の民生委員がそれらの情報を持ち合わせているので、それ以外の方にはお渡しすることができない。災害時にそれらの名簿を運用できるのかどうかは、川西市でも課題になっています。

問：ノートの黄色の本なんですが、どれぐらいの期間使用されるのか。週間なのか。月間なのか。どのぐらいの頻度ですか。また情報共有連絡票とあるが、これらに関する実感はどのようなものか。

答：ケアマネージャーを通じて、聞く話によると、専門医に症状を伝えやすく、チームとしても円滑に活動しやすい。黄色いノートはその人の症状に応じて、何冊も渡していることもありますので、使用頻度も様々です。

問：支援制度がしっかりしているので、反対に同居はしないほうがいいのか。実際はこのような策というのは、同居される世帯数が減っていったからなのか。

答：認知症に関して申しますと、環境の変化に弱いので、同居すれば良いということでもないが、安心感は得れるので、家族の形態が変わることにより生活も変わるので、同居か別居かは、どちらが良いのか慎重に考えないといけません。

問：福祉の改修と福祉用具は、1人に対していくらか。

答：住宅改修は20万で、福祉用具は年間10万です。

問：一人暮らしで手上げしてこない方がいる場合は、民生委員の方が気をつけておられたら良いが、全く気が付かなくて、事が起きて初めて分かったようなことはあるか。

答：独居老人の方で、今のところそのようなケースは聞いていません。

問：施設の問題ですが、自分の入りたい施設になかなか入れないような、入居待ちのような状態

にはなっていないのか。

答：市内で入所必要性のある方が、92名いらっしゃいますが、実態としては、数は少ないように思います。

問：100歳以上の方は、川西市でどのくらいか。

答：70人程です。

問：認知症の予防という観点では、どのようなことをしているのか。

答：三か月間のプログラムを組んで、運動の知的活路や、社会的なネットワークづくりを行っています。また、いきいき100歳体操なども行っています。

問：介護保険料が非常に安いのですが、その理由はなぜか。

答：高齢化率が30%ほどだが、80歳以上、85歳以上の割合が低いと、介護保険サービスを使わなくても、ご夫婦2人で健康な世帯が多いことが要因だと思います。

問：つながりノートについてですが、このノートをICT化して、グラフとかにすれば、その方の日常の変化とかが、表れてくると思うがどうか。

答：少しは、そのような動きはありますが、このつながりノートの原点は、顔を見て話をしたりすることにあるので、しばらくはこのままでいくと思います。

【所 感】

桜井市でも、認知症支援は高齢化に伴い喫緊の課題になっている。今回の視察先の川西市で平成25年2月から医療介護情報連携ツール「つながりノート」を導入しているが、認知症の人や家族、また介護者の家族の孤立や、負担を軽減するためのツールとして非常に重要であると感じた。桜井市でも、医療、介護、関係団体との連携を密にして、来る超高齢化社会に対応できるよう、市として基盤を構築していく必要があるため、このような情報共有を、連絡会や勉強会を開いて進めていく必要があり、認知症対策として適切で細やかに取り組んでいかないといけないと考える。



〔鳥取市の概要〕

日本一の鳥取大砂丘を有する「鳥取市」は、中国山地から日本海へ北流する千代川流域にひらけた鳥取平野に、古く城下町として生まれ、江戸時代は、鳥取藩池田家32万石の城下町として栄えた。明治22年10月1日市政を施行し、大正12年に富桑村を編入、昭和7年から昭和12年にかけて、稲葉村をはじめとする周辺4村を編入、昭和28年には千代川左岸地域を中心に15村を編入、昭和30年に米里村、昭和38年に津ノ井村を編入し、県都として、また、山陰地方東部の中核都市として、政治、経済、文化の中心となり発展してきた。

平成の市町村合併により、平成16年11月1日、県東部の6町2村と合併、山陰地方で初めて20万人都市となり、平成17年10月1日には、特例市へ移行した。山陰の発展をリードする、中核都市としてさらなる発展を目指している。

地勢としては、鳥取市は、鳥取県の東部に位置し、北は日本海に面し、東は岩美町および一部兵庫県、西は湯梨浜町および三朝町、南は八頭町、智頭町および一部岡山県と隣し、県庁所在都市として、鳥取県東部広域圏の中心となっている。

岡山、姫路からは100km、神戸、大阪、京都からは、150kmの圏域にある。



【研修内容】

「障がい者支援の取り組み」について

●鳥取市役所庁内において、事前質問についての回答、事業の概要、事業実績、説明を受けた後、質疑応答を行う。

【1】あいサポート運動における障害者の利用促進、周知啓発について

《鳥取市の状況》

①奈良県においても、「あいサポート団体」に認定されているが、あいサポート運動は、鳥取県が平成21年11月から始められ、運動で、障がいのある方への理解と支援を行う運動です。

県では、この運動を行うにあたり、あいサポートメッセンジャーの養成やあいサポート研修の実施を行うとともに、あいサポート運動に取り組む企業や団体を「あいサポート企業」又は「あいサポート団体」として認定を受け、主に職員に対してあいサポート研修を実施しているところです。

なお、このような「あいサポート企業」「あいサポート団体」となる企業等も年々増えており、市の障がい者支援事業を実施する上でも、障がいの特性や、障がいのある方への理解をいただきやすくなっている感じています。



②「あいサポート運動」以外の理解促進、周知啓発は、どのようにされているのか。

障がい者アート作品展、ふれあい広場、「障がい者の住みよいまちづくり」のための施設整備状況点検、街頭啓発活動、障がい啓発大会などをおこなっています。



【2】優先調達推進法に関する取組について

①優先調達推進法に関して、鳥取市では、周知、啓発方法をどのようにされているのか。

《鳥取市の状況》

各部署に優先調達の発注実績を取りまとめる際等に、鳥取県内の障害者福祉サービス事業所等の商品や受託作業等を紹介するホームページサイト「ハートフルTOTTORI」を紹介したり、異動の時期に個人の名刺を印刷できる障害者福祉サービス事業所を紹介したりしています。

②当市では、調達実績として、物品の購入しかないが、鳥取市では、役務の提供も積極的にされているのか。

《鳥取市の状況》

役務等の主な調達実績としては、庁舎等の施設の清掃業務委託、議会や審議会等の議事録の作成、アンケート集計業務等があり、昨年度の優先調達実績総額に対し役務等の割合が約4分の3となっています。

③鳥取市は、今後の取り組みについてどのように考えているのか。

《鳥取市の状況》

障害者福祉サービス事務所等で発注可能な業務等と市の業務等とのマッチングが必要と考えています。

分類例

【物品・役務の品目分類例】

	品目	具体例
物 品	①事務用品 ②食料品・飲料 ③小物雑誌 ④その他の物品	筆記具、事務用具、用紙、封筒、ゴム印、書籍 など パン、弁当・おにぎり、麺類、加工食品、コーヒー等 衣服、身の回り品、食器類、絵画、木工品、人形、清掃用具など 机、テーブル、椅子、キャビネット、ロッカー、寝具等
役 務	①印刷 ②クリーニング ③清掃・施設管理 ④情報処理・テープ起こし ⑤飲食店等の運営 ⑥その他のサービス・役務	ポスター、チラシ、リーフレット、報告書、冊子、名刺、封筒などの印刷、クリーニング、リネンサプライなど 清掃、除草作業、施設管理、駐車場管理、自動販売機管理等 ホームページ作成、プログラミング、データ入力、集計、売店、レストラン、喫茶店など 仕分け、発送、包装、洗浄、解体、資源回収、分別など



【3】避難行動要支援者支援制度普及促進事業について

鳥取市では、平成18年3月に「災害時要援護者支援制度」を創設、その後、平成26年4月の災害対策基本法の改正により「災害時要援護者」という名称を「避難行動要支援者」に変更しましたが、ひとり暮らしの高齢者や障がいのある方などの要支援者が、災害時に地域の共助により避難等の支援を受けられる体制づくりを推進しています。

集中豪雨や地震などの災害が発生したとき、高齢者や障がいのある方などのいわゆる「避難行動要支援者」（以下「要支援者」といいます。）といわれる方々は、避難に時間がかかったり、自力で安全な場所へ避難することが困難なことから、大きな被害を受けやすい。

ここ数年間に全国各地で発生した災害の中には、要支援者が避難できずに孤立した事例が多くありました。一方、日ごろから助け合いを行っていた地域では、近隣の方たちが互いに安否確認を行い、死傷者を最小限に食い止めた事例もあり、日ごろの地域社会、近隣とのつながりの大切さが重要視されています。

この事業は、平常時から要支援者の情報を地域と行政で共有することにより、要支援者が災害時における情報伝達、避難誘導、安否確認等を迅速かつ的確に受け取ることができる体制の整備を図り、災害に強い安全、安心なまちづくりの一層の推進に寄与することを目的としています。

(1) 避難行動要支援者とは

地震や風水害などの災害が発生したとき、自分や家族の力だけでは安全な場所へ避難ができなかったり、避難場所での生活に大きな困難があるなど、まわりの人の手助けや、特別な配慮が必要な人たちのことをいいます。



高齢者の方	障がいのある方	状況により支援が必要
*ひとり暮らし *高齢者世帯 *要介護認定を受けた方 *認知症の方 など	*視覚、聴覚、言語が不自由 *肢対が不自由な方 *精神障がいがある方 *知的障がいがある方	*妊産婦 *乳幼児、児童 *外国人 など

(2) 地域の助け合い

大規模な災害が発生した直後など一刻を争うとき、公的支援が間に合わないことは過去の災害の教訓からも明らかです。このため、隣近所をはじめとした地域の助け合い、「**共助**」が最も大切になります。



～「東日本大震災」からの教訓～

平成23年の東日本大震災の際には、非常に多くの尊い命が失われました。その中でも、被災地全体で65歳以上の高齢者死亡率が、約6割であり、また障がい者の死亡率は、被災地住民全体の約2倍となるとの調査がなされています。

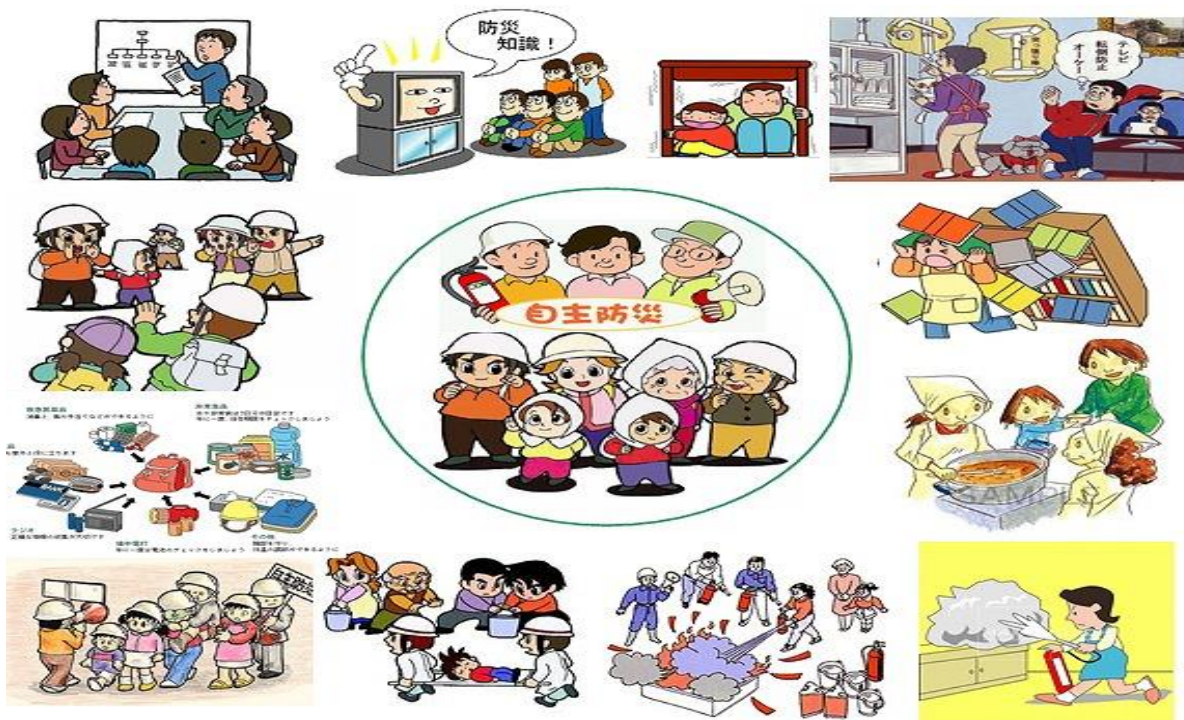
このことからわかるように、要支援者は被害を受けやすく、一刻を争う大規模災害時には、地域による支援が大切になります。

(3) 支援組織の整備（関係団体の連携）

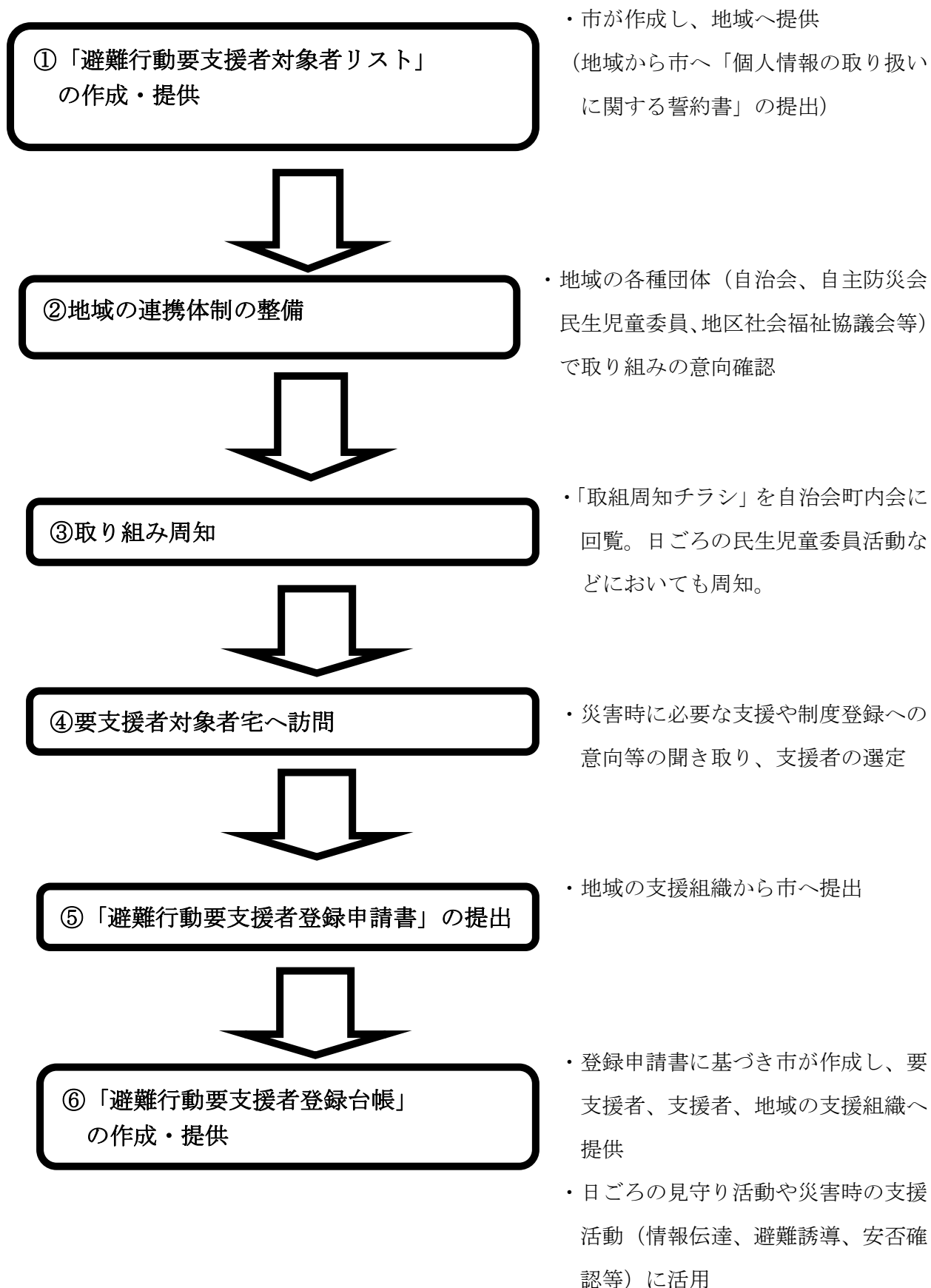
災害時に要支援者を迅速かつ的確に支援するためには、平常時からの「見守り」や「声かけ」を通じて、顔の見える関係を築いておくことが大切です。こうした取り組みを地域で続けていくためには、活動の母体となる組織「支援組織」の整備が必要です。

支援組織は、既存のコミュニティ組織である自治会町内会が中心となり、民生児童委員、社会福祉協議会等と連携を図りつつ、地域の実情に合わせて整備していく必要がある。

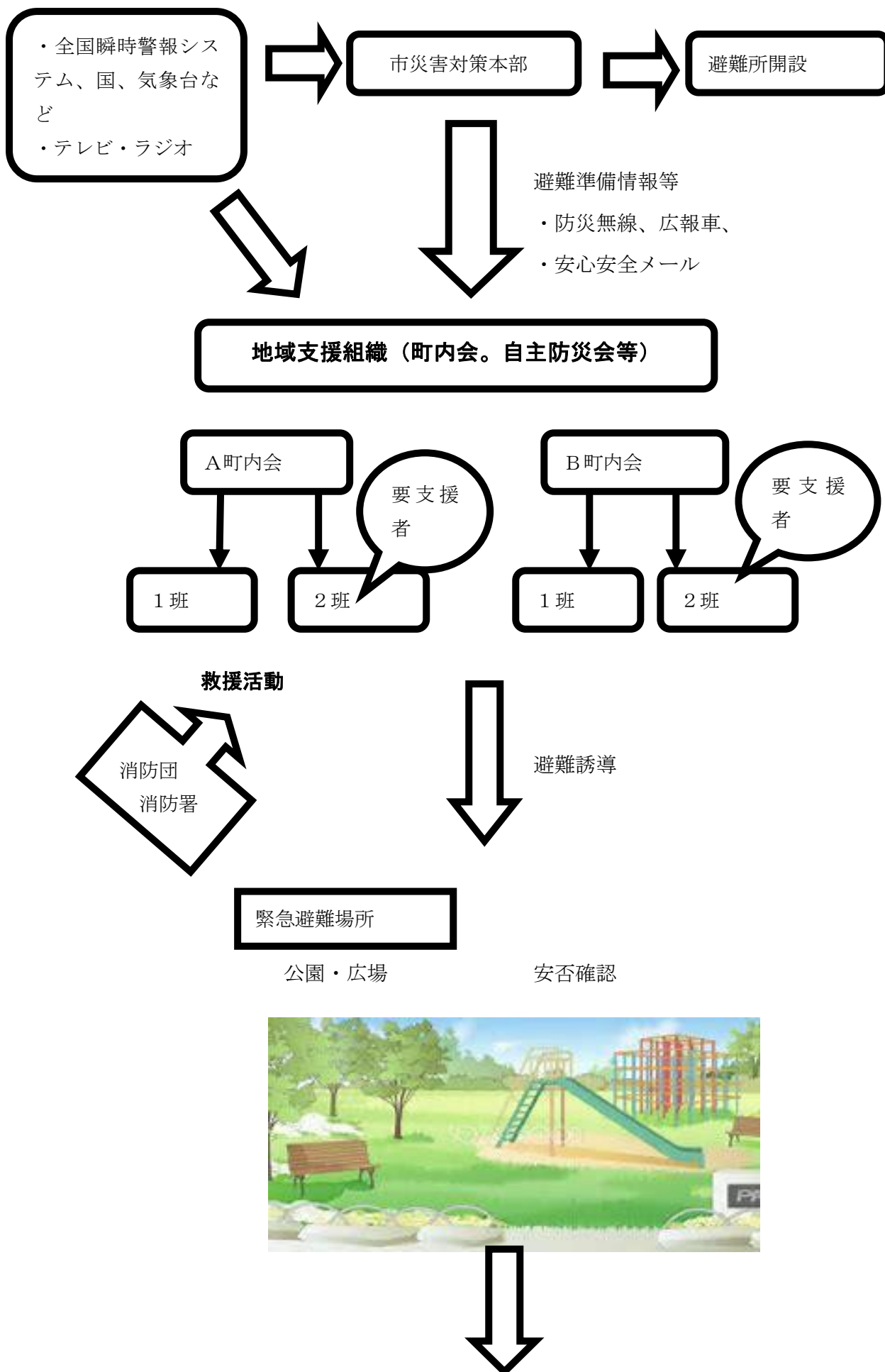
* 地域の支援組織イメージ *



(4) 事業の流れ

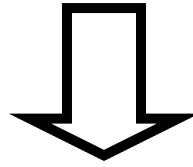


(5) 災害時における要支援者支援の全体イメージ

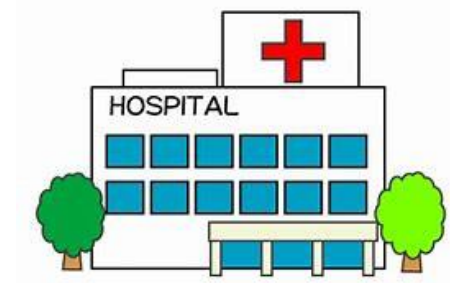
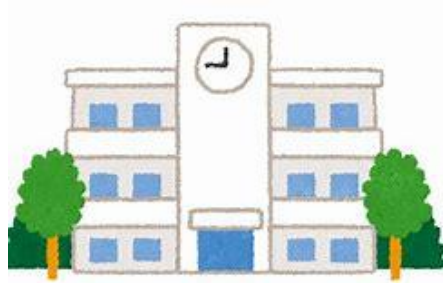


避難所・福祉避難所

学校・公民館・福祉施設など



安否確認



【4】防災に関する取組について

(1) 鳥取市の避難行動要支援者名簿の作成状況について

《鳥取市の状況》

避難行動要支援者対象者：30,032名（平成29年1月5日現在）

【参考】

鳥取市で想定する「避難行動要支援者」

- ア 本人及び同居している者がすべて65歳以上の者
- イ 身体障害者手帳1級若しくは2級、療育手帳A又は精神障害者保険福祉手帳1級のいずれかの交付をうけている者
- ウ 介護保険法に基づく要介護認定の要介護状態区分が3から5までである者
- エ 難病患者であって、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定するところにより市が支給決定をした障害福祉サービスを受給している者
- オ アからエまでに掲げるもののほか、災害時に避難をするのに支援を行うことが適当と市長が認めた者

*イ、ウ及びエについては、関係者に名簿提供する前に提供に関する確認を取っています。

(2) 本市では、平常時の関係者への名簿の提供について本人の同意を取っているが、鳥取市における平常時の提供状況、その活用方法について

《鳥取市の状況》

- 平常時の避難行動要支援者名簿の提供先
 - ◇自治会町内会（自主防災会）
 - ◇地区民生児童委員協議会
 - ◇地区社会福祉協議会

◇鳥取県東部広域行政管理組合（消防局）

◇鳥取県鳥取警察署

○活用方法

◇地域での防災に係る取り組みへの活用

◇平常時の見守りへの活用

【主な質疑応答(概要)】

問：サポートされる障がいの程度に応じて、災害が起きた際に体制というのはどうなっているのか。

答：県のほうが団体等と結んだ協定に基づいて、有事の際は対応することになっています。実施は協定を結んでいる団体から専門員が派遣される仕組みになっております。

問：災害等の際に、障がいをお持ちの方を誘導する際に、地域の方が、その対象者について誘導ができるのか。

答：障がいをお持ちの方の支援者として、設定しておられる方々とか、また地域の方で避難誘導をお願いしております。

問：鳥取市障がい者福祉週間を取り組まれるようになったきっかけは何か。また、役務の発注が多いが、民間とか企業間とのバランスはどうなっているのか。どのような基準でしているのか。

答：国の大きな何かイベントがありまして、その際に、初めていくきっかけになったと聞いております。役・務の提供につきましては、部分的に依頼する仕事を分けて、曜日や仕事の内容等で選別して委託しております。

問：自治会組織はあくまで、任意団体という認識があるが、最近では、自治会組織に入っていない方もいるようだが、そのような場合はどうしているのか。

答：加入されていない方も、地域の方の力が必要なときもありますので、災害時にはそのような線引きは難しいので、避難行動の際は協力していただくようお願いしております。

問：手話言語法について、市内における窓口の対応等はどうなっているのか。

答：手話言語条例が制定されておりますので、相談員の設置とか手話通訳者の専門員、社会福祉協議会にも専門員を派遣しております。

問：市民の方は実際、条例があることにより手話を言語として、何か対応しているようなことはあるのか。

答：手話を学習する機会はかなり増えていて、手話サークルのボランティア団体にはかなりの数が参加されております。そういったサークルに市民の方にも参加していただいております。

問：障害者団体は組織されているのか。どのくらいあるのか。

答：身体障害者、聴覚、視覚等様々な団体があり、組織されております。

問：災害時の際の危機避難ということで、避難所として協定を結んだ中で要望されることが多いと思いますが、逆に、行政側から避難所等に要望するようなことはあるのか。

答：障害者の団体から、いろんな意見を聞いた中で、要望がたくさん出ていて、施設側からの要望に関しては、特にはありませんでしたが、市町村と県との合同訓練の実施や、支援物資の提供の協定のようなものは、作らなくてよいのか、というような意見がありました。

問：市の窓口で、遠隔で手話通訳を活用されたりとかはしているのか

答：市独自ではやっていなくて、県の事業にはなるので、窓口にはないんですが、郵便局では置いてあるようなところもあるようです。

【所 感】

当市は、調達実績として、物品の購入しかないが、鳥取市では優先調達実績として総額に占める割合の約4分の3が役務であり、見習うべき点が多いように思われる。

また、避難行動要支援者支援制度に関しても、名簿の作成や平常時での使用方法等も十分に検討していかなければならない。平常時から行政と地域で情報を共有することにより、有事の際に的確に行動できると考えられるので、今後は、そのようなことも総合的に勘案して、障がい者や体の不自由な方も災害時において、安全に避難できるように、考えなければならぬと感じた。

